

## 令和8年度優良リサイクル製品導入促進事業費補助金 Q & A

分類	質問	回答
<b>1 共通事項</b>		
<b>(1) 共通事項</b>		
<b>1 共通事項</b>	① 問合せや申込などの窓口はどこか。	愛媛県循環型社会推進課 計画推進グループです。
	② 申込などの事前相談はできるか。	事前相談は、TEL、メール又は訪問でお願いします。 TEL：089-912-2356（直通） E-mail：junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp 訪問の場合は、松山市一番町四丁目4-2 第二別館 5階です。
	③ 様式などの電子データはあるか。	愛媛県公式ホームページからダウンロードできます。
<b>(2) 募集要領関係</b>		
<b>1 対象事業</b>	① 「新規導入」とはどのようなことか。	補助金の対象として申請する製品について、初めて購入等を行うことをいいます。 スゴeco認定事業者との間の既存の取引関係の有無や他のスゴeco製品に係る購入実績については問いません。
	② 当該製品の取引に係る記録が保存年限を過ぎている場合はどうか。	法人税法及び同法施行規則により帳簿書類（注文書、契約書、送り状、領収書、見積書等）を7年間保存しなければならないと規定されていることから、直近7年間に導入がないものは新規とみなします。
<b>2 検証 成果</b>	① 「事業成果検証のためのヒアリング及び事例公表等に協力」とはどのようなことか。	スゴeco製品の更なる販路拡大に向け、効果的な販売促進活動の事例紹介や県の今後の支援施策検討に活用するため、ヒアリングや結果の公表を行うことがあります。 その場合、原則として事前に通知等は行わず、実績報告書の記載内容等を使用する場合があります。

<b>2 スゴeco製品を新規導入される企業等の方（補助金の申請等に関すること）</b>		
<b>(1) 募集要領関係</b>		
<b>1 対象事業・対象期間</b>	① 「新規導入」であることを証する書類等は何か。	募集要領5に基づく「新規導入の確認書」（様式2号）を、導入するスゴeco製品に係る認定事業者に作成してもらってください。（認定事業者の押印が必要です。）
	② 他の助成金等を重複して充当することができるか。	重複して充当することはできません。 なお、この補助金はスゴeco製品の新規導入の促進を図ることを目的としており、他の助成金等が充当される（既に導入促進が図られている）場合には、そちらを優先して活用してください。
	③ 「販売（卸売・小売）のための仕入を主たる目的とする」とはどのようなことか。	購入した製品自体に値段を付けて販売することを指します。そのため、例えば、宿泊施設のアメニティとして使用し、宿泊費に転嫁するような場合についてはこの限りではありません。
	④ 補助分で値引販売を行ってもよいか。	補助金を値引販売や減収補填等の直接的な原資として充当することはできません。 また、販売（卸売・小売）を主たる目的とした仕入用の購入に充当することはできません。（見本品等としての購入については、この限りではありません。）

	⑤公共事業等の請負における原材料として導入してもよいか。	「建築・土木」に分類されているスゴ eco 製品の公共事業等での活用は、製品の販路拡大に資することから、当補助金の募集要領等では制限していませんが、発注者等とのトラブルが生じないよう、導入者の責任において対応してください。
	⑥導入済(契約済/購入済)の場合は対象となるか。	対象となりません。 交付決定後に導入されたものが対象です。
	⑦対象期間内に導入(納品等)されなかった場合は対象となるか。	対象期間(令和9年3月12日までの間)内に導入(納品等)され、支払いが完了したものが対象です。 なお、未納等の場合には、補助事業中止(廃止)承認申請手続きが必要となります。 また、一部導入済や製品購入後未施工等の場合には、補助事業変更承認申請手続きが必要です。
	⑧愛媛県外で使用(施工)してもよいか。	使用(施工)場所が県外でも差し支えありませんが、補助金の申請ができるのは、県内企業等(愛媛県内に本社等又は事業所を置く企業等)のみです。
2 応募方法	①「応募申込書」(様式1号)はどのように提出すればよいか。	郵送、持参又は電子メールで提出してください。 郵送、持参の場合は、 〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2 第二別館 5階です。 ※郵送の場合は電話にて受領確認してください。
	②「新規導入の確認書」(様式2号)はどのように作成すればよいか。	導入する製品に係るスゴ eco 認定事業者にて作成してもらってください。(認定事業者の押印が必要です。)
	③申込の主体は誰か。	製品を実際に新規導入(購入等)する企業等が行ってください。(スゴ eco 認定事業者ではありません。) なお、補助金の交付が決定した場合には、県への債権者登録(振込口座登録)が必要となり、原則として、申込者と債権者登録の名義人は同一です。
3 選考方法	①「原則として先着順」だが、必ず提出した順に採択されるのか。	応募申込書の記載内容や添付書類に不備等がない場合に受け付けとなります。 そのため、単に県庁に持参又は郵送したことをもって、先着順とはなりませんので、提出する書類には十分ご注意ください。
	②同日に配達された郵便物があつた場合はどのように取り扱うのか。	同日に配達された郵便物は、消印の日付等にかかわらず、同着とみなします。その場合は、採択実績の低い製品について応募している申込書を優先します。
分類	質問	回答
(3) 交付要綱関係		
1 補助対象経費等	①消費税は対象となるか。	消費税は対象外ですので、交付申請等に当たっては、消費税を除いた額を補助対象経費としてください。
	②契約のための印紙税や支払時の振込手数料は対象となるか。	いずれも対象外です。
	③事務経費などの直接経費以外のものは対象となるか。	製品の導入に要する直接的な経費(購入代金等)のみが対象です。 ただし、当該スゴ eco 製品を導入することで、従来はなかった工事等が新たに発生する場合には対象となる場合がありますので、ご相談ください。なお、一般的な電源工事等の汎用性の高いものは対象となりません。 (例)従来は別の完成品を購入していたが、スゴ eco 製品+施工工事により、従来品と同等の用をなす場合

	④スゴ eco 製品の品質を確認するための検査費用は対象となるか。	製品の導入に要する直接的な経費のみが対象となり、品質検査費用などは対象となりません。 【参考】 スゴ eco 認定事業者を対象とした「愛媛県優良モデル販売支援事業費補助金」(商品化促進事業)は、補助対象メニューとして、品質検査・成分分析費があります。
	⑥金額等が確認できる証拠書類とは具体的にどのようなものか。	発注者・受注者双方の名称、金額、支払日、支払先等が明記された、請求書及び領収書(又は支払の事実が確認できる支払伝票等)の写しなどを添付してください。支出状況の確認ができない経費については対象となりません。
2 事業の実施	①事業の着手はいつから可か。	交付要綱に基づく交付申請書を提出し、交付決定された日以降です。
	②何をもって事業の着手とするか。	発注や契約など、直接的な経費の発生を伴うものを着手とみなします。よって、商品説明等、発注に至るまでの商談や、直接的な経費が発生しない打合せ等の単なる準備行為は着手とみなしません。
	③いつまでに事業を終了しておく必要があるか。また、事業の終了とは何か。	令和9年3月12日までに導入(納品又は工事を伴う場合は施工完了)し、かつ経費の支払いを完了してください。
	④補助事業の関係書類はいつまで保存しておく必要があるか。	補助事業終了の翌年度から起算して5年間は保管してください。
	⑤交付決定後、事業完了前に補助金を受け取ることは可能か。	交付要綱第12条により、必要に応じて補助金の一部又は全部を概算払することができます。(事業完了後、精算します。)